

ID: 121

担当部署: 健康福祉課

| | | | |
|--|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 用具の給付の決定 | | |
| 例規名 根拠条項 | 村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第23条第1項 | | |
| 例規番号 | 平成27年規則第14号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第20条及び第23条の規定による。 (用具の種目及び給付等の対象者)</p> <p>第20条 給付の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号。)により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。</p> <p>(1) 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とする。 (2) 給付の対象者は、町内に住所を有し、別表第1の「対象者」欄に掲げる者とする。</p> <p>2 第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる種目については、在宅の重度障害者等以外の者も給付を受けることができるものとする。</p> <p>(1) ストマ装具、紙おむつ等及び収尿器 (2) その他、町長が特に必要と認めるとき (決定)</p> <p>第23条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、用具の給付の可否を決定し、重度障害者等日常生活用具給付決定通知書(様式第7号)又は重度障害者等日常生活用具給付却下通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、重度障害者等日常生活用具給付券(様式第9号。以下この節において「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 ストマ装具、紙おむつ等(洗腸装具を除く)の給付の申請があったときは、1回の申請につき3枚の給付券を交付することができ、また、1枚の給付券につき2ヶ月分の用具を給付することができる。</p> <p>4 人工鼻の給付の申請があったときは、1回の申請につき3枚の給付券を交付することができ、また、1枚の給付券につき2ヶ月分の用具を給付することができる。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |